

横浜市市税条例等の一部改正（令和8年4月分）

税目	改正の内容
軽自動車税	<p>○ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備 [市税条例第71条、第71条の2 他]</p> <p>令和8年度税制改正により、「軽自動車税（環境性能割）」は令和8年3月31日をもって廃止し、「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」とすることとされたため、市税条例等においても、税制改正の内容に合わせて改正しました。</p>